

沼津市立第一小学校共同調理場給食調理等業務委託  
契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

**1 目的・趣旨**

沼津市においては、行政改革の一環として平成 12 年度に第五中学校共同調理場、その後、大平小学校、第三中学校、第四小学校、原小学校、金岡小学校、第一小学校、門池小学校、愛鷹小学校及び今沢中学校共同調理場で調理業務を委託し、民間の人的資源の積極的な活用を行ってきた。第一小学校においては、平成 30 年度から調理業務委託を開始しており、令和 7 年度は業者改選の年となる。業務の実施に当たっては、「安全安心でおいしい給食」を提供するための、十分な経験や衛生管理面でのノウハウなど高度な専門性を持つ現場責任者を中心とした有能な人材の配置が求められるとともに、安定した給食運営を提供しつつ、最小の経費で最大の効果を発揮する効率的な業務体制が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「沼津市立第一小学校共同調理場給食調理等業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※ 最も優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

**2 契約の概要**

- (1) 業務名 沼津市立第一小学校共同調理場給食調理等業務委託  
(2) 運営概要

配缶	第一小学校分は食缶により各階配膳室へ 配送校（第一中学校、片浜中学校）分は食缶により配送用コンテナへ		
献立	原則 1 種類（配送校分は時間差調理）		
	調理場	配送校 1	配送校 2
学校名	沼津市立第一小学校	沼津市立第一中学校	沼津市立片浜中学校
	沼津市八幡町 65 番地の 1	沼津市丸子町 692 番地の 1	沼津市小諏訪 180 番地
建物	4 階建て	4 階建て	4 階建て
調理場及び配送校の概要	・セミドライ方式 調理場の概要は、別紙「給食室平面図」のとおり ・昭和 58 年建設 ・小荷物昇降機完備	・小荷物昇降機完備	・小荷物昇降機完備
食数	約 230	約 150	約 190
学級数	6 学年 10 学級 (特別支援学級含む)	3 学年 7 学級 (特別支援学級含む)	3 学年 6 学級
給食実日数	約 110 日 (令和 7 年度) 約 183 日 (1 年間)	約 110 日 (令和 7 年度) 約 183 日 (1 年間)	約 110 日 (令和 7 年度) 約 183 日 (1 年間)

配送時間	11：15 発	11：25 着	11：30 着
給食時間	12：00	12：25	12：25
その他条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白米は委託米飯を基本とする。</li> <li>・給食時間は上記を基本としながら、特別日課など各学校長の指示した時間へ対応すること。</li> <li>・長期休暇前後の清掃日数は各5日程度とする。</li> </ul>		

(3) 業務内容

調理、配食及びそれに付随する業務（食材の検収、食器等の洗浄・消毒、残滓及び塵芥の処理、検食の確保と保管、施設・設備の清掃及び日常点検、日報等の事務処理ほか）  
詳細は別紙「沼津市立第一小学校共同調理場給食調理等業務委託公募仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和7年8月1日（金）から令和10年7月31日（月）まで

(5) 契約金額

契約限度額 3年間 107,324,064円

※ 消費税及び地方消費税を含む。

参考見積書の金額が予算限度額を超過した場合は失格とする。

地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

なお、各年度の契約上限額は以下のとおり

令和7年度	23,849,792円
令和8年度	35,774,688円
令和9年度	35,774,688円
令和10年度	11,924,896円

### 3 問い合わせ・書類提出先

沼津市教育委員会事務局学校管理課

担当： 学校給食室 渡邊・長谷川

住所： 〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内 7階

電話： 055-934-2548 FAX： 055-931-8977

E-mail： gaku-kyushoku@city.numazu.lg.jp

### 4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同

条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者

- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 学校給食調理の受託実績がない者
- (7) 学校給食で、過去3年間（静岡県東部保健所管轄区域の学校にあつては6年間）に、食品衛生法の規定による営業停止の処分を受けた者及びその受託業者（以下「受託業者等」という。）。ただし、受託業者等が、故意又は過失が無かつたことを書面等により証明できる場合は除く。
- (8) 本プロポーザルに係る説明会に参加できない者

## 5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和7年3月5日（水）ホームページに掲載
2	説明会参加申込期限	令和7年3月5日（水）から 令和7年3月12日（水）までに電子メールまたはFAXで
3	(1)説明会  (2)各調理場現場見学	令和7年3月25日（火）9時30分から 沼津市立第五中学校にて30分程度 10時：沼津市立第五中学校共同調理場 （沼津市五月町15-1） 11時：沼津市立第一小学校共同調理場 （沼津市八幡町65-1） 13時：沼津市立第三中学校共同調理場 （沼津市下香貫木ノ宮888） 14時：沼津市立大平小学校共同調理場 （沼津市大平2200）
4	質問受付	令和7年3月25日（火）説明会開催後から 令和7年3月27日（木）17時までに電子メールで
5	質問回答	令和7年4月4日（金）までにホームページに掲載
6	プロポーザル参加申込期限	令和7年4月10日（木）17時必着
7	プロポーザル参加承認及び 選考会当日案内の通知	令和7年4月17日（木）12時までに電子メールで
8	企画提案書の提出期限	参加承認日から令和7年5月2日（金）17時必着
9	選考会	令和7年5月19日（月）予定 ※詳細日程は、別途参加者に通知します。
10	選定結果の通知	令和7年5月26日（月）予定
11	契約締結	令和7年6月上旬予定

## 6 本プロポーザルに係る説明会

業務の内容や選定方法について説明する。説明会への出席がプロポーザル参加の条件となっているので注意すること。プロポーザルの説明会を合同で行うため、いずれかの学校

のみ参加を希望する場合でも、必ず説明をうけることとなるので留意すること。ただし、説明会後の調理場現場見学は、希望校のみの参加も可とする。説明会出席に当たっては、説明会参加申込期限までに説明会参加申込シート（様式1）を「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（FAX可）すること。

なお、説明会は各業者2名まで、調理場現場立入は1名とする。その他説明会の詳細は、参加申込後に連絡する。

## 7 質問受付・回答

### (1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

### (2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

## 8 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期限までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)(5)(6)(7)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式4）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

- (1) 参加申込書 1部（様式2に社印・代表者印を押印したもの）
- (2) 沼津市立第一小学校共同調理場給食調理業務委託 受託希望選定票（様式3） 1部
- (3) 会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）
- (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式5）
- (5) 登記簿謄本等 1部（申込日から3ヶ月以内に発行されたもの）
  - ・ 法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し
  - ・ 個人事業者は、代表者身分証明書の写し
- (6) 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
- (7) 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）  
（市内に本社又は営業所の無い事業者は、国税納税証明書のみ提出）

### ① 市税納税証明書

- ・ 法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
- ・ 個人事業者の場合は、市県民税納税証明書（最新のもの）

### ② 固定資産税納税証明書（最新のもの）

### ③ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

- ・ 法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
- ・ 個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

## 9 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には、選考会の当日案内及び自社名として提出書類に記載する記号（例 A社、B社…）を併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

## 10 企画提案等

### (1) 事前提出書類等

以下の書類を企画提案書の提出期限までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ① 企画提案書提出届（様式6） 1部
- ② 企画提案書（作業動線図及び工程表含む） 正本1部 副本13部
- ③ 参考見積書（別紙参考見積書様式に社印・代表者印を押印したもの） 1部

### (2) 提出方法及び提出期限

令和7年5月2日（金）17時必着（郵送可）

### (3) 提出書類の作成要領

企画提案書は、別紙「沼津市立第一小学校共同調理場給食調理等業務委託公募仕様書」に基づく業務を実施するにあたり、これまでの実績等を踏まえ、以下の①から⑤までの項目について、具体的な実施手法や体制、提案内容を記載すること。

- ① 学校給食に関する基本的事項
  - ア 学校給食に関する考え方・抱負
- ② 危機管理体制
  - イ 調理事故防止策（食中毒、ノロウイルス、異物混入等）
  - ウ 調理場での事故発生時の対策と連絡体制
- ③ 安全衛生対策
  - エ 安全衛生対策に関する基本的な考え方
  - オ 衛生管理
- ④ 業務実施体制
  - カ 人員の配置（責任者及び副責任者として配置する者の能力や急な欠員の補充や代替体制）
  - キ 給食開始までの運営（人材の確保を含む）
  - ク 教育・研修体制（研修計画、従事者に対する教育等）
- ⑤ 自由提案
  - ケ 費用対効果の考え方（参考見積書は別途提出）
  - コ 給食の充実・向上及び食育推進（仕様書の内容以外にさらなる事業効果が期待できるような本調理場での独自の取り組みや専門的な技術に基づいた事業提案等）

### (4) 提出先

上記3参照

(5) その他、注意事項

- ・ 期限までに提出がない場合は、プロポーザルを辞退したものとみなす。
- ・ 見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ・ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ・ 提案書は全体でA4サイズ 20 ページ以内（作業動線図、作業工程表を含んだ総ページ数）とし、ページ番号を付すこと。
- ・ 企画提案書は、A4両面コピーで左端を2か所ホチキス止めすること。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。
- ・ 企画提案書は、正本のみに事業者名を記載し、副本にはプロポーザル参加承認時に通知された記号のみを記載すること。また会社名が推測される表現や写真の添付（例：責任者等の氏名や顔写真、受託実績のある学校名 等）は避けること。
- ・ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ・ 提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正が無ければ失格とする。なお、提案内容については、訂正後の修正や追加は一切認めない。

## 11 選考

(1) 選考方法

- ① 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、市が設置する選定委員会において評価基準（別表）により総合的に評価を行い、契約候補者として選定する。
- ② 選定委員会において選定した契約候補者との契約交渉が不調となった場合は、次点の者と協議を行うものとする。
- ③ 審査委員の合計点を平均した点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価基準」のとおり。なお、参考見積書は金額を直接評価しないが、10（3）項目⑤ケの参考資料として扱うものとする。

(3) 選考会（プレゼンテーション）

- ① 令和7年5月19日（月）10時～16時（予定）
- ② 会場 沼津市役所 会議室未定  
駐車場有（市営香貫駐車場、1時間無料）
- ③ 内容 プレゼンテーション 15分、質疑応答 15分
- ④ 出席人数 3人まで

※うち1人は、配置予定の責任者もしくは調理場の運営・立ち上げ等に関わる指導者・支援者（エリア担当者）であること。

#### (4) その他

- ・ プロジェクター及びパワーポイントの使用は不可とし、ボードを用いての説明はA1版サイズを上限とする。
- ・ 発表時間等は1参加者につき30分程度(質疑含む)を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。
- ・ プレゼンテーションの際には、自社名を明かしたり、自社名が推測されるような表現をしてはならない。
- ・ 会社パンフレット等、プレゼンテーション当日の持ち込み資料は受け付けない。

### 12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに文書にて通知するとともに、沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

### 13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加申込書等を提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

### 14 契約

本プロポーザルの審査結果に基づき、契約候補者として決定された者は、沼津市と契約候補者間で企画提案内容を反映させた仕様等に関する協議を行ったうえで双方が合意した時に契約を締結するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

また、契約においては本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、沼津市はこの契約を解除することができる旨の特約を含めるので注意すること。

## 15 沼津市議会が本業務に係る予算を議決しなかったとき

本プロポーザルに係る契約は、令和7年度予算成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を議決しなかった場合は、契約を取りやめる。また、予定より予算の議決が遅れた場合、契約締結日が予定より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延によって発生した損害について、市は責任を負わない。

## 16 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに業務開始までの実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

## 17 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

## 18 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 選定結果に関する疑義は、受け付けない。
- (3) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (4) 企画提案書に記載した責任者等を変更する場合には、事前に教育委員会事務局に届け出るものとする。
- (5) 原則として、同条件で各社より提案を受けるため、契約後の変更は行わない。人件費は、賃金上昇分を見込み算定すること。
- (6) 小中学校の統廃合により、食数や配送先の増減がある場合の変更契約は、社員・パートの人数を変更することとし、人件費の単価の変更はしないこととする。

# 沼津市立第一小学校共同調理場給食調理等業務委託 説明会参加申込シート

1 会社名・代表者名（業者登録内容）

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

※ 提出書類における記名は、全て沼津市競争入札参加資格申請（業者登録）にて登録しているとおりにしてください。（登録業者のみ）

2 担当者名及び連絡先

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ FAX 番号 \_\_\_\_\_

電子メールアドレス \_\_\_\_\_

担当者他、説明会出席者職氏名 \_\_\_\_\_

計 \_\_\_\_\_ 名

令和 年 月 日

(宛先) 沼津市長

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
印

沼津市立第一小学校共同調理場給食調理等業務委託  
契約候補者選定に係るプロポーザル  
参加申込書

標記プロポーザルについて、実施要領に示された内容を確認の上、必要書類を添え参加を申し込みます。

なお、実施要領に定める参加資格の要件をすべて満たしていること、また、参加申込に係る書類に記載したすべての事項について、事実と相違ないことを誓約します。

担当者  
所属  
氏名  
電話番号  
FAX  
E-mail

## 沼津市立第一小学校給食調理業務 受託希望選定票

## 1 会社名・代表者名他

会社名 ※

---

 代表者名 ※

---

 所在地 ※

---

 ※ 上記項目は、沼津市競争入札参加資格申請（業者登録）にて登録しているとおりと  
 してください。（登録業者のみ）

所在地（本社）

---

 静岡県内営業所所在地
 

---

担当者名及び今後の文書送付先・連絡先

担当者職氏名

文書送付先住所 〒

電話番号

FAX 番号

電子メールアドレス

## 2 学校給食受託実績（現在受託している調理場数・うち1日1000食以上の調理場数）

※ 調理場別の食数は7. 学校給食受託実績詳細の一覧表に記入してください。

(例) 12 調理場      うち 1,000 食以上      2 調理場

\_\_\_\_\_ 調理場      うち 1,000 食以上      \_\_\_\_\_ 調理場

 ※ 過去に学校給食調理の受託経験がない場合は受託できませんのでご注意ください。  
 い。

3 静岡県内の学校給食受注実績

有 ・ 無

※ 有の場合は、調理場名を記入してください。

調理場名	調理場形態 (単独・共同)	1日当たり 食数	契約開始年度	令和6年度(昨年度) 契約の有無

4 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(過去3年間)の期間に、学校給食において、食品衛生法の規定による営業停止の処分を受けたことがありますか。

有 ・ 無

発生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

発生学校所在地(区市町): \_\_\_\_\_

事故原因 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

5 静岡県東部保健所管轄区域(沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町)の学校において、令和元年4月1日から令和7年3月31日まで(過去6年間)の期間に、食品衛生法の規定による営業停止の処分を受けたことがありますか。

有 ・ 無

発生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

発生学校所在地(区市町): \_\_\_\_\_

事故原因 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

6 調理事故や不測の事態が発生した場合に補償体制はありますか。

有 ・ 無

(補償の種類)

※ あてはまるものすべてに○をつけてください。

代行保証 ・ 賠償責任保険 ・ その他 ( )

7 学校給食受託実績詳細

### 学校給食受託実績調査表

現在（令和7年度）受託している調理場を記入してください。

現在の受託がない場合は、過去受託していた調理場を記入してください。

調理場名	調理場形態 (単独・共同)	1日当たり 食数	契約開始年度	令和6年度(昨年度) 契約の有無

(記 入 例)

調理場名	調理場形態 (単独・共同)	1日当たり 食数	契約開始年度	令和6年度(昨年度) 契約の有無
(例) 沼津市立〇〇中学校 共同調理場	共同 (3校分調理)	1,300食	H27	無
(例) 伊豆市立〇〇小学校 調理場	単独	600食	H30	有

様式4

令和 年 月 日

(宛先) 沼津市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

沼津市立第一小学校共同調理場給食調理等業務委託  
契約候補者選定に係るプロポーザル  
参加辞退届

標記プロポーザルについて、参加を申し込みましたが、以下の理由により辞退します。

理由

担当者

所属

氏名

電話番号

F A X

E-mail

## 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書

私は、沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）を理解し遵守するとともに、下記の内容について相違ないことを表明、確約します。

また、必要と認める場合には、沼津市が関係する機関への照会を行うことについても併せて承諾します。

- 1 私が、現在又は将来にわたって、暴力団（沼津市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（沼津市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に該当する暴力団員等をいう。以下同じ。）のいずれにも該当しないこと。
- 2 役員等が、現在又は将来にわたって、前項の暴力団及び暴力団員等又は暴力団及び暴力団員等と密接な交友関係にある者（以下「暴力団等」という。）と次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 暴力団等によって、その経営を実質的に支配されている関係にある。
  - (2) 暴力団等が、その経営に関与している関係にある。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者に不正な利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団等を利用している関係にある。
  - (4) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係にある。
  - (5) その他役員等又は経営に実質的に関係している者が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある。
- 3 下請け又は再委託先となる者（下請け又は再委託先が数次にわたるときは、その全てを含む。）が現在又は将来にわたって、前項に該当しないこと。
- 4 これら各条項のいずれかに反したと認められた場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、入札参加資格が停止され、又は取り消されても一切異議を申し立てず、また賠償又は補償を求めないとともにこれにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを確約します。

令和 年 月 日

（宛先）沼津市長

所在地  
または現住所  
商号または名称  
代表者の職・氏名

実印

様式6

令和 年 月 日

(宛先) 沼津市長

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

沼津市立第一小学校共同調理場給食調理等業務委託  
契約候補者選定に係るプロポーザル  
企画提案書提出届

標記プロポーザルについて、参加要領に基づき、必要書類を添え企画提案書を提出します。

担当者

所属

氏名

電話番号

F A X

E-mail

【沼津市立第一小学校共同調理場 平面図】

